

令和5年度福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）
一般枠 採択方針

福島県県南地方振興局長

令和5年度一般枠においては、次に掲げる事業を特に優先的に採択するものとする。

- 1 過疎・中山間地域の持続的発展に資する事業
 - (1) 過疎・中山間地域の優位性やポテンシャルをいかし、課題の解決や地域の活性化を図ることで、持続可能な地域社会の形成に寄与する事業健康長寿社会の推進に資する事業
- 2 移住・定住の推進に資する事業
 - (1) 地域側の機運醸成や受入体制の構築、魅力の発信など、本県への新しい人の流れの創出に寄与する事業
 - (2) 【県南独自】 県外からの移住希望者やテレワーク希望者への情報発信事業
 - (3) 【県南独自】 地域住民と移住者の交流を促進する事業 等
- 3 デジタル化によるプロセスイノベーション（DX）の推進に資する事業
 - (1) デジタル技術の導入・拡大を通じて、働き方や暮らし方、サービスの提供の仕方などの変革を図り、地域社会の強靱化や新たな価値の創出に寄与する事業 等
- 4 人づくり（子育て・教育）に資する事業
 - (1) 社会や地域を創造することができる人材の育成に寄与する事業
 - (2) 【県南独自】 地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会を創出するなど郷土愛の醸成に寄与する事業
 - (3) 【県南独自】 子ども達が健やかで安心でき、自分らしく成長できる環境づくり等に取り組む事業 等
- 5 健康長寿社会の推進に資する事業
 - (1) 東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業
 - (2) 【県南独自】 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを促進する事業 等
- 6 地産地消の推進に資する事業
 - (1) 地域内におけるモノの循環や、人材を含む地域資源の有効活用など、あらゆる分野における地産地消の取組の推進に寄与する事業
 - (2) 【県南独自】 地域産業の6次化等、産業の振興に資する事業 等
- 7 地球温暖化に資する事業
 - (1) 高い環境意識の醸成や地球温暖化対策に関する取組の推進に寄与する事業 等

8【県南独自】地域振興・SDGsの普及啓発につながる事業

- (1) 地域住民が趣旨に賛同し、一体となって地域振興・SDGsの普及啓発に取り組む事業
- (2) 地元企業や団体等が広く賛同を得て地域振興・SDGsの普及啓発に取り組む事業
- (3) 地域資源を活用して地域間の交流や地域振興に取り組む事業
- (4) 若者が地域に関わりを持つことなどにより、地域振興や地域の担い手づくりに取り組む事業
- (5) 関係人口の増加に寄与する事業 等

9【県南独自】広域的な観光誘客につながる事業

- (1) SNS等新たな情報発信媒体を活用して観光誘客を図る事業
- (2) マイクロツーリズムの推進等、管内市町村にとどまらず、他の地域や県を越えて広域で連携し、観光振興に取り組む事業
- (3) アフターコロナ等に向けた外国人の受入体制の充実に取り組む事業 等

10【県南独自】産業人材の確保につながる事業

- (1) 福島イノベーション・コースト構想への参画促進等による、管内企業の事業及び雇用拡大につながる事業
- (2) 県外進学者等のUターン就職や地域の多様な労働力活用につながる事業 等